

Title	文化観光の軌跡
Sub Title	Following the track of cultural-tourism
Author	北川, 宗忠(Kitagawa, Munetada)
Publisher	慶應義塾大学アート・センター
Publication year	2010
Jtitle	Booklet Vol.18, (2010.) ,p.8- 22
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	Cultural Tourism 1
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000018-0008

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文化観光の軌跡

北川 宗忠

序

はじめに

19世紀初めに登場した「観光 tourism」の分野は、広く世界各地で受け入れられるとともに、20世紀に入ると一般的な観光事業や観光旅行に関わる政策や観光地の資源・施設、観光客の動向などの研究が始まった。しかし、観光旅行の「大衆化 mass tourism」や観光の認識が深まるとともに、近年はこれらが及ぼす諸問題が提起され、これらに対応して適正な観光事業の展開や観光開発を目指す、「もう一つの観光 alternative tourism」の形態として自然や環境問題に関わる「グリーンツーリズム green tourism」や「エコツーリズム eco tourism」が注目され、さらに最近では、観光と健康問題を意識した「ヘルスツーリズム health tourism」、映画の舞台・ロケ地の誘致活動を通じて宣伝効果ねらう「フィルムツーリズム film tourism」など様々な「ニューツーリズム new tourism」の形態も登場して、観光の研究分野も多様化の様相が見られる時代を迎えている。

文化観光の指標

「観光」ということばが極めて自由に使用される現代社会の中で、文化観光という用語は自然環境や自然景観などに関わる自然観光に対比されて使用される場合が多く、遺跡・史跡、社寺仏閣、博物館・美術館などをめぐることや、民俗儀礼や祭礼、伝統産業や文化イベントの見学など、旅行者の多様な文化的動機に基づいて展開される観光の形態であるとされる。文化観光の有意性は、ここにあげた有形無形の遺産（光）を見（観）せる（公開する）という行為を通して、国や地域社会の文化的立地の形成や新たな観光文化の創造が期待できるものといえるだろう。観光文化ということばは、観光と交流の促進によってもたらされる地域文化の様相の一つといっているだろう。筆者は『観光・旅の文化』^{★1}の中で、観光と旅の文化事

情を述べるにあたり、①観光と文化、および旅と文化の概要、②物質的観光文化として、地域社会の交流、交通手段や旅と宿の文化の形成など、③非物質的観光文化として、宗教や巡礼の旅、芸術文化など、④空間的観光文化として、旅風俗や旅・観光の現象など、⑤制度的観光文化として、生活規範や慣習など、と分類を試みた。文化観光の指標とするところは、歴史的、伝統的、民俗的に国や地域の中で創造されてきた光（観光文化）が広く公開され、理解され、新たな時代の国や地域の交流社会の構築に貢献していくことではないか。

ここでは、テーマを受けてわが国の「文化観光」に「光」をあててその「軌跡」を考えてみたい。

文化観光の淵源

観光史以前

わが国では近代以降「観光」が登場するが、その行動を「旅をする」という側面から眺めると古代社会以降千数百年にわたり見られる現象である。紀元前の古代ギリシャやその後の古代ローマ帝国では、すでに現代の観光に見られるような行動やホスピタリティが先見されるが、その後の衰退を見ればわが国の継続的な発展はまさに世界に誇る観光前史となりえる。奈良時代末期、『万葉集』にはじまるさまざまな歌謡には各地の自然の山河が詠まれている。そこに見られるのは自然景観を楽しむ旅ではないが、平安時代白河院政期のころになると、熊野参詣記『中右記』にある歌枕の名勝和歌浦（和歌山）での記に「渡海上一時許着和歌浦 巖石色々 松樹処々 地形幽趣 風流勝絶 海上間自然過藤代山」とあり、また馬をひいて吹上浜をめざし「乗馬して三十町ばかり急ぎ行くの間、吹上浜に来着す。地形の為体、白砂高く積もり、遠く山岳を残す。三四十町ばかり全く草木なし。白雪を踏むが如し。誠に以て希有なり。この地の勝絶筆端す能わず。馬より下りてしばらく遊覧す」*2などと、自然探勝やそこにおける遊覧（明らかに観光行動）を楽しむ情景が描かれている。このことから現在の観光旅行の淵源である物見遊山の形態は平安貴族や僧侶たちの巡礼の旅路に見られ、鎌倉期以降は武士や庶民に至るまで広まることになる。これに従って歌枕に取り上げられた名所はいわゆる観光地としてあこがれの地となっていく。

「もうで」「めぐり」の文化

6世紀初めに仏教が伝来したが平安初期までの間、特定の社寺や神仏に霊験があるとして参詣する旅というものはほとんど見られなかった。しかし、入唐僧の聖地巡礼の影響や遷都後の平安貴族の南都（奈良）七大寺巡礼が始まり、やがて熊野詣でや観音巡礼が誕生し盛況時代を迎える。これ

らの「もうで」や「めぐり」を通じて各地の宗教文化（観光文化の一形態）に光があたることになり、ここにわが国における周遊観光旅行の歴史が始まることになった。「もうで」や「めぐり」の旅は幾多の苦難を伴うものであったが、travel（旅）の語源がtrouble（骨折り）に行き着くことから考えると、都人たちが苦難な「めぐり」や「もうで」の旅路に出立したが、多くの骨折りのあとには前項『中右記』に見られるように遊覧の楽しさがあった。このような状況は「白河院ノ御時、御熊野詣トイフコトハジマリテ、度々（7度の行幸）マイラセヲハシマシケル」（『愚管抄』）とある白河上皇（1053-1129）の5度目にあたる1118（元永1）年の熊野行幸では、総勢814名、1日に米16石2斗8升、伝馬190匹（『新宮市誌』1937）が、京都より山川80余里（往復およそ600km）、途中九十九王子社で休息と熊野遥拝を重ねながらの約1か月の熊野路の旅であった。中世以降は庶民の参詣もはじまりその参詣道は「蟻の熊野詣で」といわれるようににぎわった。この熊野路（熊野古道）は「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産（2004年登録）された。

同じように12世紀に最盛期を迎えた西欧の「サンティアゴ・デ・コンポステラ巡礼道」（1993年登録）とは「巡礼道」の二大世界文化遺産である。サンティアゴでは巡礼の発展に伴い、旅行案内書や宿泊所が整備され、熊野古道では熊野三山の御師（祈禱師と宿坊経営）、先達（参詣の案内役）が活躍し、両道は世界最初の整備された観光コースであり、文化観光の淵源はここにあるといえる。

「もうで」「めぐり」の区別に定義はないが、「もうで」は熊野詣でや伊勢詣で、初詣でのように1〜3か所の少数の社寺に参詣にすること、「めぐり」は観音巡礼や四国遍路のように多数の社寺への参詣をいい、それらの社寺はグループ化されていることが特徴といえる。その代表格は、熊野詣でとともに平安期に結成され1千年の歴史を持つ西国三十三所巡礼で、室町期以降は各地にその地方版が結成され、その巡りの光跡は、沖縄県をはぶく全国各都道府県におよび、広域めぐり（数県にまたがる巡礼・一国巡礼・国札など）、地域めぐり（郡札・村札・郷札など）、一山一寺めぐり（境内巡拝など）、一所一堂（三十三観音堂・一石百観音などの参詣）などがあり、巡礼旅行資金や健康体力を考慮してさまざまな巡礼祈願が可能で、広域・地域めぐりだけでも全国1000のめぐりコースが存在した^{★3}。「めぐり」における行動は、「もうで」以上に文化観光的な要素があり、西国巡礼は江戸期には伊勢参宮とともに国民の旅行計画の一大目標となっていた。巡礼記や案内記などのガイドブックの刊行、門前町や宿泊施設の整備、地域物産の交流など「めぐり」の発展をバックアップし、現代の文化観光の基盤整備となったものが多い。

文化観光の開花

物見遊山のにぎわい

「もうで」や「めぐり」の旅の隆盛に伴い発展したものに名所見物の流行がある。「もうで」には花見、月見などの行楽的な近郊地域社会との関わり、「めぐり」にはまさに「光」を「観」て廻るいわゆる周遊観光行動を誘発してきたといえる。その対象には富士山の情景に見られる自然風物の見物というものも少なくないが、多くは自然も伴った地域文化の醸成である。「もうで」や「めぐり」の目的は、社寺であり、これらに関わる宗教文化である。名所見物の文化観光はこうした人々の「巡礼」という行動の基盤のもとに、「光」を「観」る行動の原点であり、のちにはそれらが物見遊山の楽しみ、文化観光の基軸になっていったと考えられる。その代表は、近江八景の誕生である。

近江八景は、中国湖南省にある大湖洞庭湖に注ぐ瀟水と湘水あたりの美的風景地である瀟湘八景に由縁する。瀟湘八景のはじまりは、江戸期の百科事典『嬉遊笑覧』には「中国宋人か元人の宋復古という画工が描いた山水が評判を得て好事家が詩や題をつけたが、八つとしたのは梁代の学者沈約(441-513)や唐代の詩人李太白(李白:701-762)の金華開八景を倣った」(『日本随筆大成別巻嬉遊笑覧3』)という。また東洋史学者内藤湖南(1866-1934)は「八景の起源」に、最初は道教の感化で幽僻な山水を好んだが、その後身辺に近き景色を好むようになった(『日本文化史研究(下)』)とし、特に瀟湘八景が知られるようになった。わが国へは、南北朝から室町時代のころ北山文化(足利義満の時代1358-1408)、東山文化(足利義政の時代1436-90)のなかで京都五山の禅宗寺院の僧侶による漢詩文学(五山文学)や水墨画が盛んとなった背景に瀟湘の詩歌や八景画が伝わり、のち多くの画家が瀟湘八景を題材にした筆をふるっていた。八景の選定の古い記録では、1302(乾元1)年陸奥松島の円福寺(のちの瑞巖寺)の詩僧が詠んだ「松島八景詩」や福岡の聖福寺鉄庵道生禅師(1262-1331)の「博多八景(旧八景)」(『聖福寺通史』)、また京都五山南禅寺義堂周信(1325-88)が選定した「大慈寺八景」(鹿児島)などがある。琵琶湖畔の地である近江八景は、1500(明応9)年近江の守護大名佐々木六角高頼に招かれて湖上遊覧をした近衛政家、尚道父子が瀟湘八景の故事にちなんで「近江八景」を選定し、それぞれに詠歌した。瀟湘八景とこの時の近江八景を対比する。

瀟湘八景(洞庭湖)	近江八景(琵琶湖)
洞庭秋月 煙寺晚鐘	石山秋月 三井晚鐘
漁村夕照 瀟湘夜雨	勢多夕照 唐崎夜雨
山市晴嵐 平沙落雁	粟津晴嵐 堅田落雁
遠浦帰帆 江天暮雪	矢橋帰帆 比良暮雪

江戸期には西国巡礼の道中、また都見物のかたわら東海道最後の天津宿に立ち寄り多くの人々を魅了した。さらに江戸初期から狩野探幽(1602-74)、円山応挙(1733-95)などが絵画、鳥井清信(1664-1729)、葛飾北斎(1760-1849)、溪泉英泉(1790-1848)、さらには安藤広重(1797-1858)などの浮世絵師が近江八景を題材にしたことで広く知られる要因になった。なかでも広重は1834(天保5)年から1857(安政4)年の間に24種の近江八景を描いた(『新修大津市史4』)。これらの版画は街道を旅する人々にとってはのちの観光地の絵はがきのように旅の思い出として求められていった。これらが近江八景を全国各地に広めることとなり、近江八景に倣って各地に八景が選定されるとともに、地域における名所づくり、文化観光の推進に大きな役割をになったといえる。

日本人の「観光」観

ここに述べてきた過程の中で、わが国には物見遊山という旅情を楽しむ風情が蓄積されてきた。京都という雅な都市の文化は、訪れた人々によりいわゆる「小京都」を模したまちづくりが各地に展開され、「祇園祭」のような山車祭礼が各地でも見られ、西国三十三所巡礼の盛況は各地に「ミニ西国」を創出させた。富士山は古来より歌枕としても著名であるが、宗教的な信仰登山の影響が江戸社会に多くの小富士を誕生させた。これらは前項の近江八景とともに、富士山に見られる地方富士の誕生も、わが国民の強烈な物見遊山の指向性やふるさと意識にほかならない。

先にあげた内藤湖南は、中国の瀟湘八景とわが国の近江八景それぞれの風景観を「瀟湘八景は、瀟湘の夜雨、洞庭の秋月の二つだけは、きまった地名を頭に冠しているが、しかもこれさえも広い区域で一ヶ所を限ったわけではなく、その他の六景はどこへでも応用の出来る景色で、少しも場所を限っていない。しかるに近江八景は八景ことごとくその場所を限っており、ことに瀟湘八景の暮雪というのは夕方に江天に雪の降りかかるような陰惨なる景色をいったのであるが、比良の暮雪となると山の上に雪が積もっているというような明るい風景になっているのであって、よほど考えを異にしている。本来の瀟湘八景は洞庭附近のありふれた景色の中に景趣を求めようという考えであるが、近江八景は限られた場所に特別な景色を求めようとする考えで、本来のきわめて融通のきく流動した考えを拘束された考えにかえたようになっていく。これはシナ人の趣味が日本人の趣味に変化するときに、あらゆる点において見出されることの変化」(『日本文化史研究(下)』)という。

また江戸期の『嬉遊笑覧』には「ハツを用ゆるはもと偶然なれど六ツならば少しハツはよき程の数ゆえ八景多きなるべし」とあるように、瀟湘八景は必しも8か所の名所・旧跡を選定したものでなく、純粹にその風景や空間的な風情を美意識をもって詩歌や絵画の題目になったと考えられる。一方、内藤湖南も指摘しているようにわが国の八景は、場所を1つ1つ指

定して、そこにおけるすぐれた景観を詩歌や絵画の題目にして楽しんできたところに「八景観」の相違があるといえる。わが国の物見遊山の底流には、「巡礼」とか「八景」とか外部から取り入れた文化をうまく同化させ、さまざまな宗教観や物見観のなかで独自の文化観光の基盤を造りあげてきたといえる。そしてこれらの成果が完成しつつある時期に欧米文化が到来し、これらの影響を大いに受けざるを得なくなってきたといえよう。

文化観光の展開

「文化観光」の認識

江戸期に庶民の伊勢参宮や、これを機会に西国観音巡礼など各地の社寺まわりが盛況するなかで、京都をはじめ全国各地の社寺においては、本尊や由緒ある宝物を見る機会を提供し、見銭、拝見料、宝物拝料、鳥目などと称するいわゆる拝観料を設けたり、これらをめぐる旅行者を案内する案内人が登場する。

例えば、①須磨寺（兵庫）では1672（寛文7）年ころ御笛見銭と称して青葉の笛を見せた。松尾芭蕉の記にも「料促十疋みるまでもなし」とある。②金閣寺・銀閣寺（京都）では1802（享和2）年拝見と称していた。滝沢馬琴（1767-1848）の『羈旅漫録』には両寺とも銀2匁（但し1人より10匁）。③厳島神社（広島）では、1806（文化3）年、伊勢参宮、西国三十三所巡礼ののちに安芸の宮島を訪れた埼玉の一農民が宝物拝料金100疋を支払って三重に鍵のかかった宝蔵を空けて貰った。④1839（天保10）年の『玉厘両温泉記』には、補陀洛寺（鎌倉）に「平家の持ちたる旗有」と聞いて香の料として鳥目を置いた記があり、「古くは見ゆれども、いかなるものとも定めかねつる。文字さへも消えて見えず」、また荏柄天神の別当一条院では「この寺の宝物、こがね百疋を出せば見する」といわれ、「真偽わきがたきものを、こがね出して見るも、おそのわざ也」、などがある*4。

またこれらの拝観とは別に、霊験あらたかな本尊などを拝観させる開帳（居開帳）や、京都の有名寺院の本尊などが江戸などへ運びこまれて特別拝観（出開帳）させることが続き、開帳時の境内には客寄せののぼりが立ち並び、茶屋や見せ物小屋が並び興業化していた。1700（元禄13）年に江戸護国寺で出開帳された京都清涼寺の釈迦如来像（現国宝）の場合は、榎本基角の『五元集』に「開帳はさがのお寺と札もうたれて、蟻のごとく詣でたり」とあり、同寺は3か月の出開帳で金6169両、銀56貫783匁の実収入を得た。これらの拝観には、人々に信仰的な意味だけでなく、通常ではまず見ることでできない遠隔地の宝物を拝見するということで「観光」的な興味を十分に満たすものであり、今日の文化観光のあり方を考えるとき、その原型を見るようである。

「文化観光」学への視点Ⅰ

近世の旅の流行とともに旅の情報が非日常社会から、旅へのあこがれを呼び起こす日常生活のなかにも及び、教育的な面からの文化観光への視点がみられるようになる。これらの例は、1780（安永9）年刊の『都名所図会』をはじめとする名所図会の刊行であり、「八景」ブームを全国的に広めた浮世絵版画の登場に由来する。

特に浮世絵に画かれた風景画は観光宣伝の役割を果たし、さらにこの浮世絵を用いて登場した双六遊戯もまたカラフルな浮世絵画などで画かれ人気を得ていた。そもそも双六遊戯は奈良時代には大陸から伝来していた三盤遊戯（碁盤・将棋盤・双六盤）の1つで、7世紀後半持統天皇のころには禁止令がでるほどに流行していた。正倉院御物にも現物があり、賽子2個を使用して遊ぶ双六遊戯は、上流階級の優雅な遊戯であるとともに、一方で賭博の道具として存在していたが、江戸期には庶民の遊びとして1枚の紙の上で遊ぶ絵双六が誕生した。しかし賽子を2個使用する形態は同じであったが、遊戯法は異なった。絵双六のはじまりは仏法双六で、別に名目双六ともいわれるように天台名目を無学の僧の教学のための絵解きとして生まれたといわれる。1641（寛永18）年のものがありそのころはじまると考えられる。18世紀になり街道の旅がにぎわうころになると道中双六や名所双六が登場する。特に「東海道五十三次双六」の類が数多く刊行される。江戸を「振り出し」に京都を「上り」とする道中を賽の目だけ進んだり、飛び双六とってある賽の目が出ると賽の目以上に飛んだりして早く「上り」につくことを競った。安藤広重（1797-1858）は、晩年の代表的な双六、1852（嘉永5）年の『東海道遊歴双六』（恵比寿屋板）で「此双六は上京のついでに立ちよるべき名所古跡神社仏閣へ参詣の場所順路を書き入れたれば、此筋の有所へふり留りにならばしるし通りにはき（脇）道に出て、順に行く也。又しるし有所ふり留りならぬ時は常の本街道を順にかぞへゆくべし」と一般的な遊戯方を記している。双六は正月遊戯ではあったが、遊戯の中に教育的要素を十分に折り込んでいたことで、町人や上級武士、豊かな農民の子女の遊びとして、また遊びながら宿場の位置や各地の名所・旧跡・名物などを知識として覚える地理教育の教材や、文化観光教育の案内書となり、地域文化を遊びながら自然に覚えることに役立っていた。人気双六の題材には、近世末期には戯作者十返舎一九（1765-1831）の『東海道中膝栗毛』の人気も大いに影響を与えていたと考えられる。

「文化観光」学への視点Ⅱ

旅路として重要であった五街道道中の様子は、庶民の子供たちの教育機関であった寺子屋においても習字の手本として教えられた。古くは奥州道中の宿駅を面白く読み込んだ1816（文化13）年の『江戸道中往来』や、1819（文政2）年の『奥域中歌』があり、その後1845（弘化2）年の『中山道往来（木曾路往来）』や1861（文久1）年の『東海道往来（都路往来）』な

どは人気書で、手習いをしながら宿場の順序や道中風情を覚え、その口調から旅路への意欲を想起させるものであった。その頭書の部分は、

『中山道往来（木曾路往来）』 東里山人述
都路に登る枝折の道替えて 春は木曾路の八重霞
引き渡したる板橋や 文好む木の香をとめて
初紫の蕨宿 今日摘採らん手ずさみに
浦和も田鶴の鳴連て 末の並木に大宮や
声も長閑に上尾より そこはかとなく桶川や
(以下略)

『東海道往来（都路往来）』 山静板
都路は五十次余りに三ツの宿 時得て咲くや江戸の花
なみ静かなる品川や やがてこえる川崎の
軒端ならぶる神奈川は はや保谷のほどもなく
くれて戸塚に宿るらん 紫にほふ藤澤の
野の瀬につづく平塚も もとの哀れは大磯か
蛙啼くなる小田原は 箱根を越えて伊豆の海
(以下略)

後記の『東海道往来』は一節ごとにしりとり形式になりより覚えやすくなっている。これらの往来の影響は、明治期に鉄道が開通され、発展する過程で『汽車の旅』や『鉄道唱歌』として生まれ変わり親しまれることになる。

文明開化と「観光」の登場

19世紀の後半、米国をはじめ各国との修好通商条約により鎖国政策を改めたわが国は、旧版体制の諸制度や旧来の陋習を撤廃打破して欧米の思想、文化、社会制度が移入され急速に近代化、西洋化した。ここに「明治維新」の名のもとに文明開化の時代を迎えることになった。この「文明開化」のことはじめて用いられたのは、1867（慶應3）年校了の福澤諭吉（1834-1901）の『西洋事情外篇』（『国史大事典12』）で、福澤の欧米での実情見聞と西洋諸書に基づいた状況報告のなかに盛んに使用され、のちに『文明論の概略』を刊行している。また福澤の書幅に「國光発於美術」があり、その出典は『易経』と見られる（『福澤諭吉と近代美術』）。同じ『易経』にある「観」の卦「観國之光、利用賓于王」が今日の「観光」の語源とする。中国の周の時代（紀元前11～紀元前3世紀）の『周易』における「観光」は、「他国の光をみる」ということと「その国のすぐれた風光や制度文物を観る」という「視察」の意味が加わり、また「観」の字には「みる」とともに「しめす」の意もあるので、「国の光を他国にしめす」

という解釈がなされている。

江戸末期の漢学者松井羅州（1751-1822）は、この『周易』の解釈書『周易釈故』のなかで「觀国之光と云ふは、これ他国に往って、その国の風俗を觀て、その政教の善否を知ることなり、その国治まれば、その徳化は必ず風俗にあらはれるものなり、故にこれを觀て治乱を省み察することなり」と注釈している。「観光」行動は、能動的な解釈として自ら他の国や地域の風物を見ること、受動的な解釈として他の国や地域の人びとに自らの国や地域の風物を見せるということにはじまる。

20世紀の後半、「観光旅行」という用語が一般的に使用される以前の時代には同義語として「物見遊山」「漫遊」があり、「行楽」の意味では「遊覧」などの用語があった。これらの用語は、近世以降庶民の生活に浸透して、その後の国際観光交流時代を迎えることになった。いま「観光」の用語は「tourism」の訳語として一般に広く用いられているが、欧米社会においては「tourism」が一般的に定着するのは19世紀後半以降で、「tour」「touring」という新しい用語の普及に関連して「tourism」の用語が広く使用されるようになったと考えられる。

「touring」の語は、ラテン語の「tornare」や、ギリシャ語の「tornos」（英語のturn）に由来、「tourism」は「tournm」（一巡）を語源とし、各地をぐるっと回ってくる、周遊旅行の意味からの誕生であるといわれている。この周遊旅行の対象は、国々の歴史、文化や民俗にかかわるもので、わが国における物見遊山に代表される文化観光の意識と同義である。また『New English Dictionary』によれば、この「tourism」という新語が初めて記録に現れたのは1811年のことである^{★5}という。「tourism」は、この「touring」などによる一時的旅行の、一時的に日常生活圏を離れて、他地方に滞在する目的をもってなされる移動行為をいい、のちにこれに関する観光事業の理論と実際を示す場合にも「tourism」に該当する用語が使用されるようになったのである。

1930（昭和5年）には、鉄道省（現国土交通省）外局に「国際観光局」が設けられ、これに関して京都市などが訪日旅行者に対応して観光担当課や観光案内所を設置することになった。「国際観光局」は、「観光」の用語の最初の公的使用であり、その名称にもあるように公的機関としての訪日外国人の来訪に対応するものであった。ここに文明開化以来わが国が目指していた国策による「観光」が開くことになった。

文化観光の転期

国策としての観光事業のはじまり

フランスでは、すでに1910年に国策としての外貨獲得を目的にした対外観光宣伝事業を展開するため政府内に観光課を誕生させていたが、これ

は国政機関が「観光」担当課を設置したはじまりで、のちヨーロッパ各国に広まった。その「観光」は国際観光に関わる外客誘致事業が中心で、わが国もこれらヨーロッパの国々が国策として実施する観光事業の影響を受けることになった。

わが国が観光事業を国家の政策としてはじめて正式に取り上げたのは、1916（大正5）年経済調査会貿易連合部会の決議があり、また、1919（大正8）年衆議院において外客誘致及び待遇に関する決議が行われ、「わが国は風光明媚、国内各所名所旧跡遊覧地に富むが、世界の楽園として観光外客を誘致、待遇するには何らの施設もない。政府は旅館、船車、道路その他外客に対する施設を速やかに確立して実行に努める」という一つの方向性が建議されていた。さらに1929年の世界的恐慌以来、海外諸国は国際貿易の推進、また各国内の経済的効果の向上をめざして観光事業を積極的に取り入れ、国際観光交流に意欲を見せるようになった。そこでわが国においても1930（昭和5）4月、鉄道省外局に中央機関として国際観光局 Board of Tourist Industry が設置された。この時、初代観光局長新井堯爾は観光事業の経済的意義について「観光事業の無形の利益は国際親善の増進であるが、有形の利益は経済的利益、言い換えれば国際貸借（収支）の改善である。観光事業を経済的に観察すれば、一国特有の自然の風光や人工美、文化、芸術という様なものの経済価値を発揮させて、完全な国際商品化することである」★6 と述べている。

観光資源の整備

観光資源という用語は、1930（昭和5）年に後述の国際観光局が誕生した際、「Resources for Tourism」を「観光資源」と訳したことにより、使用されるようになった。そして、念願の「国宝保存法」（1929年）、「国立公園法」（1931年）が制定され、指定されたものをわが国を代表する観光資源として宣伝した。「国宝保存法」は、明治期の「古器旧物保存方」（1871年：文化財保護政策の嚆矢）、「古社寺保存法」（1897年）を発展させたもので、「史蹟名勝天然紀念物保存法」（1919年）やのち「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」（1933年）の制定とともにのちの「文化財保護法」（1950年）への道を開いた。

現代の観光交流時代では観光対象として求められるものは多種多様であるが、戦後のマストツーリズムの時代を迎えるまでは観光資源は大別すると自然的資源、文化的資源という分類であった。戦後復興期のなかで観光資源の考え方は、無意識的資源（自然資源・文化資源）・意識的資源（サービス、国立公園、博物館）の分類★7、また自然的条件（景勝地・療養地）・文化的条件（社寺・建築・美術・風俗）社会的条件（交通・宿泊・料理・土産品およびサービス）の分類★8 に著されているように有形無形のサービスに関わることも観光対応の重要な要素となることを暗示していた。現代の観光資源の整備は「文化財保護法」（1950年）、「自然公園法」（1957年）によるところが

大きい。

「文化財保護法」は法隆寺金堂（奈良県）の火災（1949年）により旧「国宝保存法」などを緊急整備させ、文化財保護委員会の設置や無形文化財の指定などを盛り込んだ。「自然公園法」は旧「国立公園法」を母体として制定、自然公園は国立公園・国定公園・都道府県立自然公園に区分、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、休養、教化の場として資することとたわわれている。これらに指定されたものはわが国の観光資源を代表するものとして内外観光客の誘致に貢献している。

文化観光の時代

観光立国への展開

戦前の国際観光局は、観光政策をになう期待を背負って1946（昭和21）年運輸省鉄道総局業務局観光課として設置、その後大臣官房観光部（1949年）、観光局（1955年）に昇格、再び観光部（1968年）となり、2008（平成20）年10月観光庁の創設となった。これらの国策による観光立国への進展の中で公益・民間を問わず観光事業・観光関連産業の重要性が説かれて、「観光」の力点は「歴史」「文化」という背景を重要視しつつも、観光事業の展開や国際交流に重点が注がれるようになっていった。

戦後の時代いち早く「観光庁」の設置を政府に献策した岸衛は「わが国のやうな文化の低い国民と、欧米の如き文化の高い国民とを同一水準におくことは出来ない」として「観光政策はその国の文化並に国情の反映である。その国の文化が高く、その国の国情が芳淳なればなるほど、観光事業の閃めきは最高水準に達するわけであり、これに反してその程度が低ければこの事業の顕現が低調になってくる」★⁹とし、「単なる旅行案内の施設やホテル経営のみにとどまらず、風光の開発、土産品の製造販売」の重要性をあげた。

また同時期「観光省」を提案した藤澤水哉は、「欧米の例に倣い国際文化教養を積む機会に恵まれない」わが国民が先進文化圏の客と対等に交流するため実務家を養成する観光大学の設置を提唱、「観光原理から、観光史、観光資源、観光科学、観光立案等の分析研究、総合調査等百般に互って斯界の学識を集めて研究」★¹⁰することをあげていた。

一方国内観光では、日本観光連盟が復活、1946（昭和21）年全日本観光連盟（のちの日本観光協会）が設立された。この戦後間もないころのわが国の観光事業の目標は、①国際親善、②人類文化への貢献、③貿易外収入の増加、④平和産業の促進と失業対策、⑤国民の厚生慰安★¹¹にあったり、また運輸省（現国土交通省）も『観光事業の葉』（昭和23年）の中で「観光事業の専門的な仕事——例えば、観光事業の「資本」ともいふべき、観光

資源の保存と開発、観光事業の「営業所」や「営業品」ともいえる観光地や観光施設の整理と観光土産品の改善、観光事業の「従業員」とも見るべきガイド、通訳、旅行斡旋業者、接客業者などの指導と教育、観光事業の「広告」に該当する観光宣伝の企画と実施——というような、特種な技能に関係する事柄は、そのために、特に、設けられた観光機関の、それぞれの部門が、立派に、これを、取りさばいてくれる」★¹²とし、観光事業の要素として「観光資源」「観光施設」「観光斡旋」「観光宣伝」の4つをあげ、これら4つの要素に対応して「観光客」があるとした。

観光交流時代と文化観光

その後わが国は「経済5カ年計画」や「所得倍増計画」を策定、『経済白書』（1956年）で「もはや戦後ではない」とし、また高度経済成長のなかで生活にゆとりができ、余暇時間とその消費を増大させる大衆消費社会、マスレジャーの時代を迎えた。

政府は1963（昭和38）年「観光基本法」を公布し、わが国の観光に関する政策の目標について「観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献することにかんがみ、外国人観光旅客の来訪の促進、観光旅行の安全の確保、観光資源の保護、育成及び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発達を図り、もって国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資することにあるものとする」とした。

この法律の制定時にも「観光庁」設置の議論があったが、1948（昭和23）年総理府（内閣府）に設置した観光事業審議会をもとに観光政策審議会（1983年所管が運輸省、2001年交通政策審議会に吸収）を設置したにとどまった。

このころの観光事業は、①国際親善の増進と文化の交流、②貿易外収入として国際経済に寄与、③国内観光はその地域の経済に寄与★¹³に重点がおかれ、この傾向はわが国初の開催となった東京オリンピック（1964年）、6400万人の入場者を迎えた大阪万国博覧会（1970年）の開催により一気に拡大し、ディスカバー・ジャパンの時代を迎えることになった。このことは、わが国の文化観光においても物見遊山から新たな交流時代への大きな転機になっていった。1964年の世界の観光往来も1億800万人（初めて1億人突破）、同年の訪日外客は35万3千人（観光客18万2千人、商用他10万3千人、一時上陸客6万8千人）となり、自由化後初の海外渡航者も12万7749人となった。

わが国が国民の観光交流時代を迎えていた1967年、国際連合はこの年を「国際観光年」と定め「観光は平和へのパスポート Tourism, Passport to Peace」の標語を掲げ、国際観光に関係する各国協力のもと

国際観光事業の振興、国際観光の普及に貢献しようとした。わが国では、この機会に運輸省（現国土交通省）を中心に出入国の簡素化、観光資源の保護、外国人観光客の受入体制の改善などの施策を見直し、かねてから期待感のあった高等教育における観光学の分野ではじめて「観光学科」が3大学で設置された。「観光基本法」制定以来、わが国は経済的にも、国際的にも大きく躍進し、前述のとおり東京オリンピックの開催、東海道新幹線や名神高速道路の開通による観光行動の容易化が図られ、国際的には海外観光渡航の自由化やコンベンションビュローの設立（1965年、翌'66年JNTOに吸収）など新たな国際観光交流時代に入った。2006（平成18）年「観光基本法」は改正され、翌年1月「観光立国推進基本法」として施行されることになった。

伝統文化の継承

わが国では、今日全国各地に文化ホールや芸術会館などの文化施設が整備され、各種のイベントやフェスティバルが開催されている。また、地域に展開する大型イベントや博覧会などの文化事業は、そのものが観光事業としても多くの来訪者誘致に貢献している。「博多どんたくみなと祭」や「広島フラワーフェスティバル」などは、毎年ゴールデンウィークの集客数日本一を争っている。わが国の文化行政の展開は欧米に比べると遅く、文化財に関する面では明治以降、行政機関が文化行政と積極的に取り組みはじめたのは第2次大戦後のことであり、教育的な面から現在の文部科学省にあたるところが主導してきた。しかし、わが国の文化振興と観光振興の関係は重要で、深い関連性を持っているが、縦割り行政の弊害が、文化財や歴史遺産の公開や伝統工芸や、伝統芸能の観光的な活用にも影響をおよぼしてきた。

戦後の文化行政では、1950（昭和25）年「文化財保護法」が誕生、1968（昭和43）年には1省庁1局削減の政策で文部省（文部科学省）の文化局と文化財保護委員会が合併して、省の外局に文化庁が設置された。1989（平成1）年には文化政策推進会議が設置され、また2001（平成13）年には「文化芸術振興基本法」が成立された。わが国では、一応制度・組織は整備され、独立行政法人としての国立美術館や国立博物館が多く存在、「文化国家」を唱えながらも21世紀を迎えた今日において、これらに関わる文化予算は年1000億円程度で、観光交流で来訪客がわが国より圧倒的に多い欧州諸国に比べると非常に貧しいといえる。国土交通省が2003（平成15）年より行っている訪日外国人旅行者を飛躍的に拡大することを目的にした「ビジット・ジャパン・キャンペーン」において、欧州からの旅行者の増加が期待ほどに認められないという状況も、わが国の文化観光に期待するほどの文化への宣伝効果の希薄さが影響していると考えられても仕方ないのではないか。

文化観光の危機

ここまですすめてきたわが国における文化観光の軌跡の最後に、今後の文化観光の推進に関わるいくつかの危機、問題点をあげておきたい。

1950年代後半からのマスツーリズムの発展の中で、観光地では観光開発が叫ばれて、観光地の整備やさまざまな観光事業が展開されていった。このことはインフラ整備、地域観光の推進、観光客の誘致など地域社会に大きな貢献をしてきたが、一方では環境の破壊や地域住民の生活環境へのさまざまな問題、観光公害と呼ばれる現象も呼び起こしてきた。

19世紀後半のイギリスでは、無秩序な開発や都市化への状況から、美しい自然景観や歴史的文化遺産をこれらの環境破壊から守り、保存・活用するために自ら所有者となって維持管理する活動、ナショナル・トラストが起り、わが国内でもこれをモデルにして、固有の文化遺産や、自然景観などの観光資源の保護、継承を図るため保護すべき対象の取得、修復、整備、管理を行い、一般に公開するという活動が実施された。

また国際的な組織として、世界人類の至宝として保護し、保全して後世に伝えていくという使命を持った世界遺産条約が1972（昭和47）年のユネスコの総会で採択され、わが国は1992（平成4）に条約締結国となり、2009（平成21）現在そのリストには14の世界遺産が登録されている。国際社会では、このリストに890（自然遺産176・文化遺産689・複合遺産25）件が登録されているが、条約締結国185か国の内、1件も登録のない国が38か国ある。しかしまた、この遺産登録リストのなかで31の世界遺産が、大火・暴風雨・地震・津波・洪水・地滑り・噴火などの大規模な災害、内戦・戦争などの武力紛争、ダム・堤防建設・道路建設・鉱山開発などの開発事業、入植・狩猟・伐採・海洋汚染・大気汚染・水質汚染などの自然環境の悪化による滅失や破壊など深刻な危機にさらされる緊急の保護措置が必要とされる物件として存在する「危機にさらされている世界遺産リスト」に名を連ねており「世界遺産基金」に基づいて国際的援助が行われている。このリストに載りながらすでに危機を脱出した世界遺産もあるが、登録抹消も2件ある。危機にさらされている遺産の保護・保存のための緊急援助や、これらの修復・補修するには事前調査費用に対する援助、自然遺産・文化遺産の保護・保全などの研修コースの開催などの技術者研修、保護や保全のための機材購入、専門家派遣などの技術援助などにも相当な基金が必要で国際的な問題提起をもたらし、今後の遺産登録にも影響を与えかねない状況になっている。

本稿では、わが国における文化観光という観光対象の基本的な面から「観光」の軌跡を取り上げてきたが、最終的にはこれらの問題の根拠は人類が関わってきていることであることに気が付かなければならない。文化観光の展開はそれぞれの重要性はもちろんのこと、貴重な自然、動植物、文化財など、それぞれに接するマナーなどの認識、教育も必要である。文化財に対する落書きや火気使用などのマナーが徹底してきたようであるが、

油断は禁物である。自然公園などでは、自然を破壊しないようにとか、山野の草木植物や昆虫の採集などをしないなど利用者のマナーのほか、ゴミや空かんのポイ捨て禁止や持ち帰り運動の実施を呼びかけている。観光地ではボランティア観光ガイドなども組織されて地域の文化観光の高揚に成果をあげているが、観光収益一辺倒の観光事業や観光地を旅行商品として重要視するばかりのパッケージツアーなどにも問題があり、国も国民も新たな観光交流時代を迎えている現状を認識して、対応していく時代になっていると考える。

註

- ☆ 1 — 北川宗忠『観光と旅の文化』ミネルヴァ書房、2002年、p.4
- ☆ 2 — 同上、p.87
- ☆ 3 — 北川宗忠編『全国ふるさと三十三所巡礼辞典』サンライズ出版、2009年、p.8
- ☆ 4 — 北川宗忠『観光と社会』サンライズ出版、1998年、p.122
- ☆ 5 — 田中喜一『観光事業論』観光事業研究会、1950年、p.3
- ☆ 6 — 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会、1931年、p.13
- ☆ 7 — 井上萬壽藏『観光経済の書』鷗居堂書房、1947年、pp.60-61
- ☆ 8 — 前掲『観光事業論』、pp.86-94
- ☆ 9 — 岸衛『観光立国』東京ニュース通信社、1947年、p.6、p.22、p.46
- ☆ 10 — 藤澤水哉『観光立国策』邑知社、1946年、p.46
- ☆ 11 — 間島大治郎『観光事業の知識』湖山社、1949年、pp.10-12
- ☆ 12 — 前掲『観光事業の知識』p.40
- ☆ 13 — 大林正二『観光事業の話』日本経済新聞社、1962年、pp.32-33

(きたがわ むねただ・神戸海星女子学院大学特別教授／観光学)